

## 牛肉の安全確保を求める意見書

BSE対策としては、肉骨粉の使用禁止、罹患牛の検査、特定危険部位の除去が行われている。肉骨粉の使用禁止により、かつてBSEが大発生したヨーロッパでは、BSE罹患牛が激減した。検査については、もともとは、BSE対策の効果の追跡調査目的に、発生状況の把握を行うために開発された技術であり、その検査精度は高くなく、BSE罹患牛の半数程度は、検査をすり抜けているが、特定危険部位の適切な除去により、異常プリオンたんぱく質の摂取を抑えることができ、人体に悪影響が出ないように対策が行われている。

このような中で、5月にOIE総会が開催された。これまでも、OIE基準は、貿易振興的要素が強いと批判されてきたが、今回の総会でも、中・高リスク国が月齢「6カ月以上」の牛から除去すべき部位とされていた脳、眼球、脊髄などについては、新基準では、対象牛の月齢が「12カ月以上」に引き上げられ、規制が緩められた。

このような状況を踏まえ、以下の項目を要望する。

### 記

- 1 国内のBSE発生から約3年がたち、多くのデータが蓄積されている。政府、食品安全委員会は、これまでのBSE対策を踏まえ、安全な牛肉確保のため、より科学的根拠に基づいたBSE対策を推進すること。
- 2 5月にOIE総会が開かれ、新たな基準が採択されたが、OIE基準には強制力がなく、二国間合意が優先することを踏まえ、安全な輸入牛肉確保のために、輸出国のBSE発生の有無にかかわらず国内の安全基準との整合性をとること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成16年6月23日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男